

# 鳥インフルエンザ見舞金制度事業業務方法書

## 第 1 章 総 则

### (目的)

第 1 条 この業務方法書は、一般社団法人愛知県養鶏協会定款（以下「定款」という。）に基づき、一般社団法人愛知県養鶏協会（以下「協会」という。）が行う定款第4条（9）の業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第 2 条 協会は、その行う業務の公的 importance にかんがみ行政庁その他関係団体との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

## 第 2 章 契 約

### (加入生産者)

第 3 条 協会がこの業務方法書による鳥インフルエンザ見舞金制度事業の対象とする生産者は、愛知県内で鶏卵を生産している鶏卵生産者とそれ以外の家きんを飼養している者で、協会が定める定款を遵守し、協会の会員若しくは准会員として入会しており、かつ鳥インフルエンザ見舞金制度に関する基本契約及び年次契約を締結しているものとする。

2 協会の会員若しくは准会員でない家きん飼養者が入会を前提として鳥インフルエンザ見舞金制度の基本契約及び年次契約を締結する場合は会員とみなすものとする。

### (鳥インフルエンザ見舞金制度契約)

第 4 条 協会は、協会の指定する鳥インフルエンザ見舞金制度申込書（以下「申込書」という。）により申し込みのあった当該会員（以下「申込会員」という。）と当該基本契約期間についての鳥インフルエンザ見舞金制度基本契約（以下「基本契約」という。）を締結するものとする。

2 この業務方法書において基本契約期間とは事業の継続する 3 事業年度の期間をいう。

### (年次契約)

第 5 条 協会は、基本契約の各年次に属する事業年度の開始より各事業年度の 9 月末日までに、基本契約を締結した会員と当該年次に係る鳥インフルエンザ見舞金制度年次契約（以下「年次契約」という。）を締結するものとする。

### (鳥インフルエンザ見舞金制度の対象とする家きん)

第 6 条 協会がこの業務方法書による鳥インフルエンザ見舞金制度の対象とする家きんは第 4 条の契約会員が愛知県内において飼養しているものとする。

### (契約対象羽数)

第 7 条 協会は、基本契約及び年次契約において契約された羽数を約するものとする。

2. 基本契約と年次契約において契約された家きん羽数が異なる場合は、年次契約の羽数とする。
- 3 鶏卵生産者及び種鶏飼養者の場合は育成鶏を含めた飼養羽数を対象とする。
- 4 うずら飼養者の場合は育成うずらを含めた飼養羽数を対象とする。
- 5 肉用鶏等食用を目的とする家きん飼養者の場合は、オールイン・オールアウト方式は同一導入羽数を対象とし、毎月導入方式の場合は、常時飼育している平均羽数を対象とする。

(契約の解約等)

- 第 8 条 協会は、基本契約期間内に年次契約が当該年度の 9 月末日までに締結されない場合は、当該会員の基本契約を解約するものとする。
- 2 年次契約においては当該年度内の解約及び契約羽数の変更は認めないものとする。

### 第 3 章 鳥インフルエンザ見舞金制度の掛け金等

(掛け金及び別途納付金の額)

- 第 9 条 協会は、毎事業年度の開始前に理事会の議決を経て契約羽数 1 羽当たりの掛け金の額及び別途納付金の額を定めるものとする。
- 2 羽数当たりの掛け金を当該事業年度に係る年次契約の契約対象羽数に乗じて得た金額を契約掛け金とする。
- 3 前事業年度において支払い準備金に残余金がある場合、新たに加入生産者になる者（以下「新規加入生産者」という。）及び当該事業年度に係る年次契約の契約対象羽数（以下「今年度羽数」という。）が前事業年度に係る年次契約の契約対象羽数（以下「前年度羽数」という。）を上回る加入生産者（以下「羽数増加入生産者」という。）は別途納付金を納付しなければならない。その額は支払い準備金残余額を前事業年度契約羽数で除して決めるものとする。

(掛け金及び別途納付金の納付)

- 第 10 条 協会は、掛け金及び別途納付金を当該事業年度開始から当該事業年度の 9 月末日までに年次契約書と併せて納付させるものとする。

(掛け金の減額及び免除)

- 第 11 条 協会は、基本契約期間内に鳥インフルエンザが確認されなかった場合もしくは確認されても少羽数で、見舞金の支払いが少額の為に支払い準備金が 2 ヶ年の契約掛け金総額を上回る場合には、次年度の掛け金の減額又は払込みの免除について理事会の議決を経て決するものとする。ただし、羽数増加入生産者の増加羽数及び新規加入生産者の契約羽数は除くものとする。

(掛け金及び別途納付金の返還)

- 第 12 条 協会は、基本契約期間内に納付された掛け金及び別途納付金は次に掲げる場合を除き返還しないものとする。
- 2 基本契約期間内で、やむを得ない事由で廃業した事で年次契約を締結しなかった場合は返還できる。返還額については前事業年度末の支払い準備金残額を前年度の全契約羽数で除して算出した 1 羽当たりの支払い準備残額の 2 分の 1 を上限とし、理事会の議決を経て決するものとする。

(契約掛け金残余金の返還)

第13条 協会は、基本契約期間が終了する年度末において、契約掛け金の残余金がある場合には、当該年度契約羽数に相当する金額を翌事業年度に繰り越すものとする。

2 翌事業年度繰越金を差し引いても契約掛け金の残余金がある場合は、無事戻し金として基本契約羽数に応じて返還することができるものとする。

#### 第 4 章 鳥インフルエンザ見舞金制度の見舞金等

(見舞金の額及び見舞金の支払い)

第14条 協会は、毎事業年度の開始前に理事会の議決を経て契約羽数1羽当たりの見舞金支払い額を定めるものとする。

- 2 協会は、加入生産者に鳥インフルエンザが確認され、殺処分措置を受けた場合、殺処分された羽数もしくは当該年次契約した契約羽数かいずれか少ない羽数に対して、当該事業年度開始前に理事会で定めた額を乗じた金額を別に理事会で定めた期日を目途に支払うものとする。
- 3 協会は、鳥インフルエンザが確認され、移動制限措置及び搬出制限措置により経済的被害を受けた加入生産者に対し、加入生産者が契約した当該年次契約羽数に当該事業年度開始前に理事会で定めた額を乗じた金額を別に理事会で定めた期日を目途に支払うものとする。
- 4 鳥インフルエンザが拡大し、殺処分羽数が大羽数に上り、理事会で定めた金額が支払えない場合は、支払い準備金残余额に0.9を乗じた金額を全殺処分羽数で除して算出した金額を上限として支払うものとする。
- 5 前4項が適用された場合、移動制限措置及び搬出制限措置により経済的被害を受けた加入生産者に理事会で定めた金額を支払わないこともあるものとする。

(見舞金の請求)

第15条 鳥インフルエンザが確認され殺処分措置を受けた加入生産者は協会が提示する見舞金支払い申請書に殺処分指示書の写しを添えて提出する。

2 鳥インフルエンザが確認され、移動制限措置及び搬出制限措置を受けた加入生産者が経済的被害を受けた場合、協会が提示する見舞金支払い申請書にその地区を管轄する家畜保健所が提示する移動制限措置及び搬出制限措置の指示書の写しもしくは移動制限措置及び搬出制限措置の連絡の状況を記述した書類を添えて提出するものとする。

#### 第 5 章 支払い準備金

(支払い準備金の構成)

第16条 支払い準備金は以下に掲げるものをもって構成し、その運用については理事会の議決を経て執行するものとする。

- 1) 第9条に定める掛け金
- 2) 前年度から繰り越した支払い準備金
- 3) 支払い準備金から生じた運用利息
- 4) 賛助会費
- 5) その他支援金

(支払い準備金の独立)

第17条 協会は、この事業に係る支払準備金管理は協会が運営するその他の事業に係る費用と区別して運用するものとする。

## 第 6 章 会 計

### (会計と監査)

第18条 協会は、この事業に係る会計及び監査は協会が運営するその他の事業と区別して実施するものとする。

2 協会は、この事業に加入する生産者に対して当該事業年度末における運用実績を公示するものとする。

### (その他)

第19条 この業務方法書に定めていない事項については理事会において議決し、執行するものとする。

### 附則

1. この業務方法書は平成24年 4月 2日より施行し、同日から適用する。
2. この業務方法書は令和5年6月9日より施工し、同日から適用する。